



行橋市複合文化施設条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年9月25日

行橋市教育委員会

教育長 山田 英俊



行橋市教育委員会規則第6号

行橋市複合文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

行橋市複合文化施設条例施行規則（平成18年行橋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項本文中「器具等」の次に「（以下、「文化ホール等」という。）」を加え、「次項及び第3項」を「次項から第5項まで」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「ホール」の次に「（客席部分を含む。）」を加え、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、ホールの客席を除く部分を文化芸術活動の練習等のために利用しようとするときの申請書の提出期間は、利用日の1箇月前の最初の開館日から利用日前日までとする。

第18条第1項中「文化ホール等利用取消申請書（様式第14号。以下「取消申請書」という。）」を「文化ホール等利用取消申請書兼還付申請書（様式第14号。以下「取消等申請書」という。）」に改め、同条第2項中「文化ホール等利用取消承諾書」を「文化ホール等利用取消承諾書兼還付通知書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第21条第3項の規定による還付の通知を行うときは、この限りでない。

第21条第1項第3号中「取消申請書」を「取消等申請書」に改め、同条第2項中「文化ホール等利用料金還付申請書（様式第19号）」を「取消等申請書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第18条第1項の規定により取消しと併せて申請するときは、この限りでない。

第21条第3項中「文化ホール等利用料金還付通知書（様式第20号）」を「文化ホ

ール等利用料金取消承諾書兼還付通知書」に改める。

第24条中「様式第21号」を「様式第19号」に改める。

第26条中「文化ホール等利用取消申請書」を「文化ホール等利用取消申請書兼還付申請書」に、「文化ホール等使用取消申請書」を「文化ホール等使用取消申請書兼還付申請書」に、「及び様式第15号」を「及び第21条並びに様式第15号」に、「文化ホール等利用取消承諾書」を「文化ホール等利用取消承諾書兼還付通知書」に改め、「同条並びに様式第15号及び様式第19号中「文化ホール等利用料金還付申請書」とあるのは「文化ホール等使用料還付申請書」と、同条及び様式第20号中「文化ホール等利用料金還付通知書」とあるのは「文化ホール等使用料還付通知書」と」を削り、「様式第21号まで」を「様式第19号まで」に、「様式第5号から様式第20号まで」を「様式第5号から様式第17号まで」に、「及び様式第20号中」を「の規定中」に、「様式第20号まで（様式第18号を除く。）」を「様式第17号まで」に改める。

様式第14号中「文化ホール等利用取消申請書」を「文化ホール等利用取消申請書兼還付申請書」に改める。

様式第15号中「文化ホール等利用取消承諾書」を「文化ホール等利用取消承諾書兼還付通知書」に改める。

様式第19号及び様式第20号を削り、様式第21号を様式第19号とする。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。